

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 5 日 (火) 第 471 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 指定希少野生動植物の指定 (※) (自然保護課取扱い) 1
  - 保安林の指定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
  - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 2
  - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止 (社会福祉課取扱い) 2
  - 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 3
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 3
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 4
  - 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 4
  - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第892号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）第9条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定する。

令和 5 年 12 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

分 類	種 名 (和名)	種 名 (学 名)	科 名
動 物	ヒメオカガニ	<i>Epigrapsus notatus</i>	オカガニ科
動 物	ドウクツベンケイガニ	<i>Karstarma boholano</i>	ベンケイガニ科
植 物	オキナグサ	<i>Pulsatilla cernua</i>	キンポウゲ科

## 鹿児島県告示第893号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 12 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
熊毛郡屋久島町志戸子字紅葉嶽1395番（次の図に示す部分に限る。）、1399番、1401番・1505番79（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第894号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 12 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 保安林の所在場所

大島郡知名町大字屋者字高アタ子697番1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

潮害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第895号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 12 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
なのはな歯科医院	指宿市東方字中田口田10801-1	令和5年9月30日
かのや歯科・矯正歯科クリニック	鹿屋市旭原町3592番14	令和5年9月30日
岩田歯科医院	霧島市国分中央一丁目3-22番地	令和5年9月30日

## 鹿児島県告示第896号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

令和 5 年 12 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	休止年月日
嶺山内科	奄美市名瀬入舟町9番15号	令和5年9月1日
政小児科内科医院	奄美市名瀬柳町4番43号	令和5年9月1日

## 鹿児島県告示第897号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和5年12月5日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
かわひら歯科クリニック	霧島市隼人町姫城1089-1	令和5年11月1日
ふじ薬局加治木店	始良市加治木町木田410-1	令和5年11月1日
わかば調剤薬局	霧島市隼人町姫城一丁目228番地	令和5年11月1日

## 鹿児島県告示第898号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和5年12月5日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
合同会社想楽	南九州市顛娃町別府7349番地	訪問看護ステーションそら	南九州市顛娃町別府7349番地	令和5年11月1日

## 鹿児島県告示第899号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和5年12月5日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
堂菌貴之	どうぞの接骨院 始良市宮島町30-5	令和5年 10月30日	柔道整復

## 鹿児島県告示第900号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和5年12月5日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
みさき薬局	枕崎市住吉町39番地	令和5年 12月1日	育成医療・更生医療

高山薬局	肝属郡肝付町新富521-10	令和 5 年 12 月 1 日	更生医療
------	----------------	--------------------	------

鹿児島県告示第901号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 5 年 12 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
そうごう薬局薩摩川内店 薩摩川内市永利町2452-5	名称	そうごう薬局 永利店	そうごう薬局 薩摩川内店	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第902号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和 5 年 9 月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 5 年 12 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称、法人番号 及び所在地	収 去 場 所 及 び 法 人 番 号	飼料の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違 反 の 内 容
竹之内穀類産業 (株) 本社工場 8340001002664	同 左	N o . 80257後期 飼料	令 和 5 . 9	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		N o . 80326後期 飼料	5 . 9	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		N o . 80350後期 飼料	5 . 9	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
全国酪農飼料 (株) 鹿児島工場 9010401074443 (鹿児島市)	同 左	プレミアム育成後 期	5 . 9	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		産直ビーフ前期	5 . 9	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		産直ビーフ後期	5 . 9	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		オールデイリー 305	5 . 9	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		2号プラスKG	5 . 9	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
枕崎水産加工業 協同組合 再資源化施設 4340005005873 (枕崎市)	同 左	魚粕	5 . 9	栄養成分等-粗たん白質, 粗灰分	無
山川水産加工業 協同組合	同 左	フィッシュソリュ ブル吸着魚粕	5 . 9	栄養成分等-粗たん白質, 粗灰分	無

フィッシュミール工場 9340005004078 (指宿市)					
(株)イリオス通商 頼娃工場 4340001000102 (南九州市)	同 左	サンコウ魚粉	5.9	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
鹿児島プロフェーズ(株) 谷山工場 1340001001045 (鹿児島市)	同 左	調整魚粉	5.9	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
		浦田ハマチ用ミール	5.9	栄養成分等－粗たん白質, 粗繊維, 粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

### 始良・伊佐地域振興局告示第49号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 12 月 5 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスとてと	始良市西餅田188番地3	ファーストセレクト株式会社	始良市三拾町1911番地6	井上 博明	令和 5 年 11 月 1 日	児童発達支援

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第121号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 12 月 5 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P G I 優駿倶楽部 2 H T	株式会社コナミアミューズメント	310419
ぱちんこ遊技機	P L T O V E R P A C H I N K O - M E	株式会社サンセイアールアンドディ	310505
ぱちんこ遊技機	P A G O ! G O ! 郷 N - X	株式会社ニューギン	3P0635
回胴式遊技機	L G I 優駿倶楽部黄金 K D	株式会社コナミアミューズメント	3S1190
回胴式遊技機	L スロット 冴えない彼女の育てかた S A 3	株式会社サボハニ	330407
回胴式遊技機	L スカイラブ G N B	ネット株式会社	330383